

令和 8 年度
社会福祉法人 富津市社会福祉協議会
事業計画

社会福祉法人
富津市社会福祉協議会

令和8年度社会福祉法人富津市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

日本は少子高齢化と人口減少が急速に進んでおり、2040年には国の高齢化率が約39%に達すると見込まれています。富津市においては約50%に達すると推測され、「超高齢社会」が一段と加速しています。高齢社会の進展に伴い、認知症や判断能力の低下、経済的な不安、社会とのつながりの希薄化など、家族や個人の努力だけでは支えきれない複合的な課題が増加しており、地域全体で支え合う仕組みがこれまで以上に求められています。

このような状況の中、富津市社会福祉協議会は令和8年度より「第1次中期経営計画」をスタートさせます。本計画のテーマである『みんなでつくろう 心ふれあうハートフルタウン』のもと、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域福祉活動を推進できるまちづくりを目指します。

地域で安心して暮らすためには、困ったときに助け合う「お互い様」という気持ちは何より大切であり、一人ひとりが思いやりの心を行動につなげることで「思いやりのまち」の実現を図ります。また、便利な社会の陰で生じる「見えない孤立」等を地域全体で受け止め、住民の「気づき」を専門機関につなぎ、適切な支援が動く体制づくりを進めます。

さらに、令和8年度は新たに「成年後見制度中核機関」を富津市から受託し、開始する予定であり、判断能力に不安のある方の暮らしと権利を守る取り組みを強化します。支援にあたっては、本人の声に丁寧に耳を傾け、その人らしさや思いを大切にする「権利擁護」の視点を基本とします。

「明日は我が身」「お互い様」という思いを共有し、他者の立場を想像し合える『コンパッション・コミュニティ』を育てることで、誰もが住んでよかったと感じられる地域づくりを、住民一人ひとりと共に着実に進めていきます。

*コンパッション・コミュニティ…病気・障がい・高齢・死別など、人生の困難な局面にある人や家族を、地域ぐるみで支え合うコミュニティ。医療や福祉の専門職だけに任せるのではなく、住民・学校・企業・行政など地域全体が協力するという考え方が特徴。

II 重点事項

令和8年度は、策定が完了した「第1次中期経営計画」の初年度として、より実効性のある事業展開を図る重要な年度と位置づけます。「成年後見制度中核機関」としての役割を明確にしつつ、地域福祉と法人運営の両面から「支え合いの仕組み」を構築させるため、以下の事項を重点的に取り組みます。

【重点事項 1】

第 1 次中期経営計画を軸とした法人運営基盤の強化と持続可能な組織づくり

- ・ 中期経営計画に基づき、組織運営・事業展開・人員配置の最適化を進めます。
- ・ 理事会、評議員会、監査体制の適切な運営により、ガバナンスと透明性を確保します。
- ・ 安定的な財政運営に向け、会費・募金活動の充実および自主財源の確保に取り組めます。
- ・ 事業継続計画（BCP）に基づき、災害時においても必要な福祉サービスを継続できる体制を整えます。

【重点事項 2】

中期経営計画に基づいた職員が安心して働き続けられる職場環境づくり

- ・ 中期経営計画に基づいた人員体制の整備を目指します。
- ・ ストレスチェックを継続的に実施し、職員の心身の健康管理と職場環境の改善に努めます。
- ・ 産業医との連携を通じ、健康障害の予防および早期対応を図ります。
- ・ OJT（職場で実務を行いながら行う教育訓練）や OFF-JT（職場を離れて行う教育訓練）などの職員研修の充実を図り、専門性と実践力の向上に努めます。

【重点事項 3】

「お互い様」で支え合う地域福祉の推進と孤立防止

- ・ 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、関係機関との連携を強化し、地域の見守り体制を充実させます。
- ・ 高齢者等への安否確認や見守り活動を通じ、孤立の早期発見・対応につなげます。
- ・ 生活困窮など、複合的な課題への包括的な支援を行います。
- ・ 住民の気づきを専門機関につなぐ相談体制の周知と活用を促進します。

【重点事項 4】

令和 8 年度稼働の「成年後見制度中核機関」を中心とした権利擁護の推進

- ・ 「成年後見制度中核機関」として、相談支援・利用促進・関係機関調整の機能強化を図ります。
- ・ 法人後見事業の体制を整備し、継続的で安定した支援を実施します。
- ・ 本人の意思や価値観を尊重した権利擁護支援を基本とします。
- ・ 行政、司法、医療・福祉関係者とのネットワークを活かし、地域全体で支える仕組みを構築します。

【重点事項 5】

住民とともに育てるコンパッション・コミュニティの形成

- ・ 福祉教育や地域活動を通じ、思いやりと支え合いの意識啓発を行います。
- ・ ボランティア活動の育成・支援を通じ、住民主体の福祉活動を促進します。

- ・世代や立場を超えた交流の場を創出し、地域のつながりを育みます。
- ・住民一人ひとりが福祉の担い手・つくり手として関われる地域づくりを進めます。

Ⅲ 富津市社会福祉協議会事業一覧

1 法人運営事業

令和8年度よりスタートする「第1次中期経営計画」の基本理念に基づき、地域から信頼され、持続可能な地域福祉を推進するための強固な組織基盤づくりを進めます。

適切な法人運営を行うため、執行機関である理事会および議決機関である評議員会を計画的に開催し、透明性の高い経営とコンプライアンスの徹底を図ります。さらに、近年頻発する大規模災害や感染症等の不測の事態に備え、事業継続計画（BCP）の策定および運用を進めます。

組織運営と地域福祉活動を支える重要な財源である会費につきましては、毎年4月に区長会を通じて各世帯へご協力を依頼するとともに、法人・企業に対しても協力を依頼しています。令和7年度現在の加入率は約68%となっておりますが、さらなる新規加入の拡充に向けて、広報紙「福祉ふつつ」やホームページ、SNS等を活用した積極的な広報啓発活動を展開し、住民の皆様には社協事業への理解と共感を広げていきます。

また、複雑化する地域課題に対応するための「人材確保」は喫緊の経営課題です。職員の確保と定着を図る観点から、市に対して人件費補助の増額や各種事業の受託等について継続的な協議を行うとともに、経費の削減と自主財源の開拓にも努めます。

★新規事業

事業名	事業内容等
会費	会費（一般会費 600 円 特別会費 1,200 円） 市内の法人・企業（法人会費 10,000 円）
寄付金	一般寄付金、特別寄付金
市補助金	人件費及び事業補助金
法人運営会議	理事会、評議員会、監査会、評議員選任解任委員会
事業継続計画の検討	自然災害発生時・感染症発生時の危機管理体制の強化
★第1次中期経営計画の実施	計画の実効性を高めるため、推進体制を構築し、着実に実行

2 地域福祉事業

第1次中期経営計画のテーマである『みんなでつくろう 心ふれあう ハートフルタウン』の実現に向け、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、富津市の地域特性に応じた事業を展開していきます。

本会として市全体を見据えた地域福祉を推進すると同時に、市内11地区に設置された地区社会福祉協議会が、それぞれの地域に合った事業を展開することで、重層的な地域福祉を展開しています。地域福祉の推進には、住民の皆様をはじめ、行政、地区社協、民間企業、ボランティア団体等関連機関との連携・協働や、役割分担を明確にしながら事業展開をしていくことが不可欠です。

福祉カーや車椅子の貸出事業、シルバーテレホン友愛サービス（電話訪問）による安否確認等、一人ひとりのライフスタイルやニーズに合わせた支援ができるよう取り組みます。あわせて、「ちょっと困ったときのお助け隊」における地域ボランティアとの協働検討など、住民主体の助け合い活動を促進します。

事業名	事業内容等
福祉カー貸出事業	市民の皆様の通院や移動支援及び市内の福祉団体等の事業活動のため、福祉カー（フリード）を貸出
シルバーテレホン友愛サービス	ボランティアの協力のもと、月曜日から金曜日の午前中に、安否確認を目的とした電話訪問
車椅子貸出事業	市民の皆様に車椅子や歩行器の貸出（1か月500円、但し1週間以内であれば無料）
子育て支援事業	子ども食堂等への食料支援等の後方支援
地区社会福祉協議会事業	地区社会福祉協議会に対し、自主的な運営を円滑に行えるよう補助金・委託費を助成し、地域の実情に応じた事業に対する活動支援（後方支援） ・外部講師等による地域福祉の研修会の実施
ちょっと困ったときのお助け隊	職員がひとり暮らし高齢者・高齢者世帯・障がい者世帯等に対し、業者に依頼するほどではなく短時間で対応できる「ちょっとした」困りごとのお手伝い（お一人様 月1回まで、年12回程度）
災害見舞金・法外援護事業	・災害見舞金…火災や浸水被害等による全半壊世帯に御見舞金を交付 ・法外援護…所持金がない帰宅困難者に対し、交通費（500円）を支給

3 日常生活自立支援事業

認知症や障がいなどにより判断能力に不安のある皆様が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送り続けられるよう、本人の思いに丁寧に寄り添った支援を展開します。

具体的には、福祉サービスの利用手続きに関する相談や、苦情解決制度の手続きのお手伝い、日常的な金銭管理（預貯金のお出し入れの代行）、大切な書類等の金融機関貸金庫でのお預かりなどを通じて、皆様の大切な権利と日々の暮らしを守ります。

事業名	事業内容等
日常生活自立支援事業 (千葉県社協委託事業)	高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で安心して生活できるように、定期的に訪問し、福祉サービス利用のお手伝いや、日常的な金銭管理のお手伝い、重要書類等の保全のお手伝い（利用料1回 1,500円 生活保護世帯は無料）

4 ふつつ成年後見支援センター事業

令和8年度は、成年後見制度の中核機関としての役割を大切に、判断能力に不安のある方の暮らしと権利を守る取り組みを進めていきます。

支援にあたっては、本人の意思や価値観を尊重した権利擁護支援を基本とし、成年後見制度の広報啓発・利用促進に向けて専属職員の配置等の体制整備を推進します。また、富津市をはじめ、行政、司法、医療・福祉関係機関と緊密に連携・協力し、中核機関の運営委員会等の設置等の地域で支える基盤づくりを推進し、包括的な相談支援体制を構築していきます。

事業名	事業内容等
ふつつ成年後見支援センター	・判断能力が低下している高齢者や障がい者等の権利を擁護するため、家庭裁判所から後見人を受任し、本人を支援 ・成年後見制度に関する相談や後見人の受任、制度の広報啓発活動 ・裁判所や関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進を図る ★中核機関の受託（新規受託事業） ・広報啓発と相談支援 ・アセスメント・支援の検討 ・成年後見制度利用促進 ・後見人等への支援 ・各種委員会の設置

5 ボランティア活動促進事業

地域で「お互い様」の支え合いを実現する『コンパッション・コミュニティ』の形成に向けて、住民主体のボランティア活動は欠かせない地域の力です。地域を支えるボランティア活動をさらに活性化させるため、ボランティア連絡協議会と緊密に協働しながら、研修会や情報交流の場を開催し、ボランティアの育成や活動の支援を強力に推し進めます。

また、自然災害に備え、事業継続計画（BCP）の視点から災害ボランティアセンターの役割を改めて再確認します。行政をはじめとする関係機関と連携しながら、実践的な災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の準備を進めるとともに、災害対応マニュアルの整備やシステムの活用体制を整え、いかなる時でも地域の絆と暮らしを守り抜くための強靱な備えを構築していきます。

事業名	事業内容等
ボランティアセンター運営事業	各種情報の収集、連絡調整等を行いボランティア活動を支援
ボランティア活動促進事業	ボランティアの育成、活動中の事故に備えボランティア保険の加入促進等
ボランティア連絡協議会助成事業	ボランティア活動団体（個人）の連携や情報共有ができるようボランティア連絡協議会活動に対し、助成金を支給し、広報誌の作成や研修等を支援
災害ボランティア	・災害に備えた資機材の準備やボランティアセンター設置のマニュアル調整、災害ボランティアの養成等 ・被災地に向かうボランティアのボランティア保険の加入窓口等を行い、活動がスムーズに行えるよう支援 ・災害ボランティアセンター運営支援システム「kintone」の実務研修の実施
エコキャップ収集	市民の善意からのエコキャップを、「エコキャップ推進協会」の協力企業（市原市）へ職員が運搬。エコキャップの洗浄等の制約があるため、広報等で周知。事業を継続しながら、制約を含め検討
フードバンク	「フードバンクちば」との連携で生活困窮者への食料支援

6 共同募金配分事業

住民の皆様から寄せられたあたたかい浄財は、富津市の地域福祉を推進するための大変貴重な財源です。配分事業においては、共同募金の趣旨にしっかりと沿いながら、第1次中期経営計画に掲げる重点事業と戦略的に連動させ、広報啓発、各種

相談事業、及び地域福祉事業を効果的に展開します。

「歳末たすけあい募金」の配分におきましては、地域の見守りや支え合い活動を担う福祉団体への活動助成費をはじめ、日々の暮らしに支援を必要としている高齢者や障がい者等への直接的な支援を着実に実施していきます。

また、配分方法や支援内容を漫然と継続するのではなく、現在の複雑化する地域課題やニーズに合致しているかをしっかりと吟味し、その時々にあった最適な配分となるよう継続的な見直しを行っていきます。あわせて、皆様の善意が地域でどのように活かされているのか、使途の「見える化」を広報等を通じて積極的に推進することで、募金に対する住民の皆様の納得感を高め、さらなる共感と協力の輪を広げていきます。

事業名	事業内容等
音訳奉仕作業	視覚障がい者や細かい文字が見えにくくなった高齢者を対象に音訳奉仕ボランティアによる県民だより・広報ふっつのCD作成と発送（県民だより…草笛の会 広報ふっつ…いさり火の会）
福祉教育	障がい者総合支援協議会と連携し、各学校の依頼により高齢者・障がい者の体験学習や福祉に関する講演の実施や小中学生のボランティア活動支援及び体験キットの貸出
富津市社会福祉大会	市内関係者や市民の皆さんと「ふれあいと支えあいのある心豊かな社会」の実現を目指し、福祉団体のパネル展示や顕彰、記念講演を行い地域福祉を推進
福祉バザー	市内で活動している地区社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉団体の財源確保や広報啓発
「福祉ふっつ」発行及びホームページの運営	社協事業を広く地域住民に周知するために、社協だよりを年2回各世帯に配布すると共に、ホームページに情報を掲載
総合相談事業	・専門職（弁護士）による無料法律相談を開催（月2回、第1・3金曜日） ・社協職員による福祉に関する「なんでも窓口相談」を開設
福祉緊急救助通報システム設置事業	ひとり暮らし高齢者を対象に緊急通報装置を設置し、安心した在宅生活が送れるよう支援（設置費 10,000円）

歳末たすけあい配分事業	共同募金会事業である歳末たすけあい募金を財源とし、各種事業に配分し、地域福祉を推進 地区社会福祉協議会・福祉団体への助成、歳末たすけあい物品の配布
給食サービス	ひとり暮らし高齢者宅への見守りとふれあいを目的として、地区社会福祉協議会に委託し、給食サービスを実施（委託費は年４回分、それ以上の分については各地区社協の自主財源にて活動）
交通手段支援事業	非課税世帯で外出のための手段がない高齢者を対象に、ボランティアの協力により買い物・通院支援。介助はしない（１人　月２回まで利用可能）

7 愛の募金事業

皆様から寄せられる温かい浄財は、富津市内の各地区社会福祉協議会が地域に根ざした「お互い様」の福祉活動を推進するための、大変重要な自主財源となっています。

本年度は、長年地域で大切にされてきた募金本来の「助け合い」の趣旨をしっかりと踏まえたうえで、関係する委員会等と連携し、今後の事業展開や活動のあり方について検討していきます。

住民の皆様に活動の成果がしっかりと伝わる仕組みづくりなど、現在課題とされている事項について継続的に審議し、地域福祉を未来へつなぐための持続可能な財源確保の仕組みを構築していきます。

事業名	事業内容等
愛の募金	・地区社会福祉協議会の活動財源の確保のため、市民及び各企業に協力を依頼し、集計作業終了後、各地区社協に配分する金額を決定 ・各年度における配分金額は、前年度実績に基づいて配分

8 貸付金事業

本事業では、生活の立て直しに向けたセーフティーネットとして、千葉県社会福祉協議会と緊密に連携し、生活福祉資金をはじめとする各種資金に関する貸付相談および申請支援を行います。

資金の貸付は生活再建の第一歩となるため、多様化する状況に応じた的確な相談支援を行うことが不可欠です。そのため、職員は各種研修への参加や最新の情報収

集に積極的に努め、相談者の思いに寄り添いながら適切な貸付内容を提供できるように努めます。

事業名	事業内容等
生活福祉資金貸付事業 (千葉県社協委託事業)	・低所得者、障がい者及び高齢者に対し、相談支援を行いながら各種資金の貸付を行い、経済的自立及び生活の安定を図れるように支援 ・コロナ特例資金貸付利用者の償還に関し、償還猶予手続き等における相談支援
社会福祉金庫貸付事業	当法人の単独貸付事業として、経済的支援の必要な方に福祉金庫資金の貸し付けを行い、生活の自立や安定を支援（緊急小口資金 10,000 円 富津市社会福祉金庫資金 40,000 円以内）

9 富津市委託事業

令和8年度は、「富津市生活困窮者自立相談支援事業」および「富津市被保護者就労支援事業」の受託期間（3年間）の最終年度となる3年目を迎えます。これまでの支援実績と培ってきたノウハウを最大限に発揮し、高齢・障がい・介護・生活困窮など、単一の制度では解決が困難な複合化・複雑化するニーズを総合的に捉えます。

経済的な不安や「見えない孤立」といった声なきサインにも寄り添います。課題の早期発見と解決に向けて、地域の身近な見守り・相談役である民生委員児童委員や、地域活動を担うシニアクラブ等と緊密に連携し、地域全体で支える包括的な支援を展開します。

また、これらの重層的な支援を現場で支えるため、各委託事業における専門職員の配置を行い、各種研修等を通じたスキルアップをさらに強化します。

事業名	事業内容等
民生委員児童委員協議会運営事業	富津市民生委員児童委員協議会の事務局
シニアクラブ運営事業	富津市シニアクラブ連合会の事務局
富津市生活困窮者自立相談支援事業及び富津市被保護者就労支援事業	生活保護受給者及び生活保護に至っていない生活困窮者に対し、経済的自立のみならず日常生活や社会生活の自立など本人の状態に応じた自立を支援する。また生活困窮者等の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援を行う事業

10 千葉県共同募金会富津市支会

赤い羽根共同募金および歳末たすけあい募金は、「お互い様」の心で地域を支え合う『コンパッション・コミュニティ』の形成に欠かせない、住民主体の福祉活動です。本会では、これら募金の趣旨や地域福祉における役割を広く周知し、地域住民や企業、関係機関の皆様へご協力を依頼するとともに、募金の取りまとめを行います。あわせて、集まった募金が富津市の地域課題解決のためにどのように活かされているのか、その用途や成果を広報紙や SNS 等を通じて積極的に「見える化」することで、住民の皆様の共感と納得感を高め、地域を支えるたすけあいの輪を広げてまいります。

事業名	事業内容等
赤い羽根募金・歳末たすけあい募金	赤い羽根募金・歳末たすけあい募金の周知や依頼、取りまとめ。また、集まった募金から災害時のお見舞金や各種事業に配分し、地域福祉を推進

★新規事業

- ・第1次中期経営計画の実施
- ・成年後見制度中核機関

廃止事業

- ・在宅ケアサービス事業
- ・居宅介護保険事業
- ・大佐和地区地域包括支援センター事業
(富津市委託事業)

ふつつ成年後見支援センター事業計画

認知症や知的障がい・精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方の「財産」や「権利」を保護し、いつまでも住み慣れた地域の中で自分らしく安心した生活を続けられるよう支援します。

令和8年度からは新たに富津市より「成年後見制度中核機関」を受託し、中核機関の整備・広報・委員会等の設置を行い、成年後見制度の利用促進に努めます。

本人の意思や価値観を尊重した権利擁護支援を基本とし、これまでの後見支援センターの機能と一体的に運用することで、地域全体で支え合うネットワークを構築し、以下の事業を展開してまいります。

1 成年後見制度中核機関事業の推進（令和8年度 新規受託）

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核として、広報啓発、総合相談窓口の運営、市民後見人の育成・活動支援、および関係機関との連絡調整を包括的にを行います。

2 後見制度に関する総合相談

制度そのものに関する相談はもとより、後見人の仕事に関することや任意後見制度に関する内容の説明、申立書の書き方等、成年後見に関する総合相談の窓口を開設し、専門的な支援を行います。

3 法人後見人（補助人・保佐人含）の受任

- （1）後見人候補者がいない被後見人に対する法人後見人の受任
- （2）市長申立てによる被後見人に対する法人後見人の受任
- （3）後見人としての業務遂行・金銭管理・身上監護・諸契約の締結
- （4）後見監督人及び裁判所への定期報告書の提出

4 成年後見制度の普及啓発

- （1）チラシ・ポスターの作成
- （2）地域・各関係団体等への周知活動

5 各関係機関との連絡調整およびネットワーク構築

- （1）成年後見制度利用促進法に伴う行政を含む関係機関との連携
- （2）市内のNPO法人との協働
- （3）裁判所との連携
- （4）法人後見・市民後見を行っている団体（君津4市等）と交流・情報共有

6 運営委員会（および中核機関運営協議会）の開催

- （1）運営委員の委嘱
- （2）法人後見受任時における検討及び現況報告
- （3）運営に関する協議（中核機関としての地域連携ネットワーク構築に向けた協議を含む）

7 任意後見契約の締結

将来の判断能力の低下に備え、社協と本人の間で任意後見契約の締結を行い、切れ目のない安心を支援します。

8 日常生活自立支援事業の相談・支援

(1) 福祉サービスの利用援助

(2) 財産管理

公共料金等の支払い支援や金融機関での払い出し、預入支援

(3) 財産保全

年金証書や不動産権利証等を金融機関の貸金庫にて保全

(4) 生活支援員の養成による支援体制の強化

くらしと仕事の相談支援センター 事業計画

令和8年度は、富津市から受託している「生活困窮者自立相談支援事業」および「被保護者就労支援事業」の3年間協定の最終年度（3年目）にあたります。これまでの支援実績と培ってきた専門性を集大成として発揮し、生活保護に至る前に早期の支援を行う「第2のセーフティーネット」として機能させます。

また、対象者の声なきサインに寄り添いながら、就労や生活全般の自立に向けた伴走型の支援を展開してまいります。

1 生活困窮者自立相談支援事業

(1) 自立相談支援事業（包括的な伴走型支援）

複合化・複雑化する生活全般にわたる困りごとに対し、相談支援員が生活状況等をお伺いし、どのような支援が必要かを相談者ご本人と話し合い、具体的な支援プランを作成します。一人ひとりのペースに寄り添いながら自立に向けた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関への同行支援や就労支援を行います。

(2) 住居確保給付金事業

離職や廃業、または休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方で、住居を失った方、または失うおそれの高い方に対し、ハローワーク等と連携した就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給しながら就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

(3) 家計改善支援事業

経済的な不安を解消するため、家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら主体的に家計を管理できるように支援します。個々の状況に応じた家計改善支援計画の作成や継続的な相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、生活再生をサポートします。

（４） 就労準備支援事業

生活リズムを整える支援や、模擬面接、ボランティア等の集団活動を通じた社会参加の経験など、就労に向けた支援を行います。また、ハローワーク等を活用して就労できるよう、求人情報の提供や履歴書作成等の支援も行います。

２ 被保護者就労支援事業

生活保護を受給している被保護者に対し、一人ひとりの適性や状況に応じた就労相談を行います。自立に向けた意欲を引き出し、必要な求人情報の提供や助言、面接や求職活動への同行支援を実施することで、安定した就労を通じた自立の促進を図ります。

３ 各関係機関との連絡調整およびネットワーク構築

（１）市役所関係各課をはじめ、地域の見守り役である区長、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ハローワーク、各地域包括支援センター、学校関係、中核地域生活支援センター、市内外の企業等と連携体制（包括的支援ネットワーク）を構築します。

（２）ハローワーク出張相談会を毎月１回程度開催し、より身近な場所での就労支援機会を提供します。

４ 支援調整会議の開催

委託元である市役所社会福祉課や、必要に応じて連携する各関係機関等と、毎月１回程度の支援調整会議を開催します。相談者の支援プランの承認・情報共有・適切性を多角的に協議するとともに、支援終結時には客観的な評価を実施し、より質の高い支援へとつなげます。

５ 生活困窮者自立支援制度の普及啓発

（１）市役所関係各課窓口や地域包括支援センター等、支援が必要な方が訪れやすい場所へパンフレットを設置します。

（２）本計画の広報戦略に基づき、社協広報紙「福祉ふつつ」へ事業内容や事例を掲載し、市内全世帯へ周知を図ります。

（３）本会ホームページやSNS等へ事業を掲載し、潜在的な対象者の利用促進を図ります。

（４）企業・施設等への訪問により、当事業の周知や、協力企業としての雇用・就労体験に関すること等の情報共有・開拓を行います。

IV 令和8年度会議計画

区 分	会議名	期 日	備 考
理事・監事	第1回理事会	令和8年5月21日（木）	評議員選任・解任 委員会上程案
	第2回理事会	令和8年6月4日（木）	事業報告・決算
	第3回理事会	令和8年8月20日（木）	
	第4回理事会	令和8年10月15日（木）	
	第5回理事会	令和8年12月10日（木）	
	第6回理事会	令和9年2月25日（木）	新年度事業につ いて
	第7回理事会	令和9年3月18日（木）	新年度事業計画・ 予算
評議員	第1回評議員会	令和8年6月23日（火）	事業報告・決算
	第2回評議員会	令和9年3月24日（水）	新年度事業計画・ 予算
監事	監査会	令和8年5月28日（木）	事業報告・決算
評議員選任・ 解任委員	評議員選任・解任委 員会	令和8年6月2日（火）	評議員の選任

*会長・副会長会議 随時開催

*富津市社会福祉協議会福祉バザー

令和8年10月17日（土） 富津市総合社会体育館

*富津市社会福祉大会

令和9年1月 富津市役所大会議室